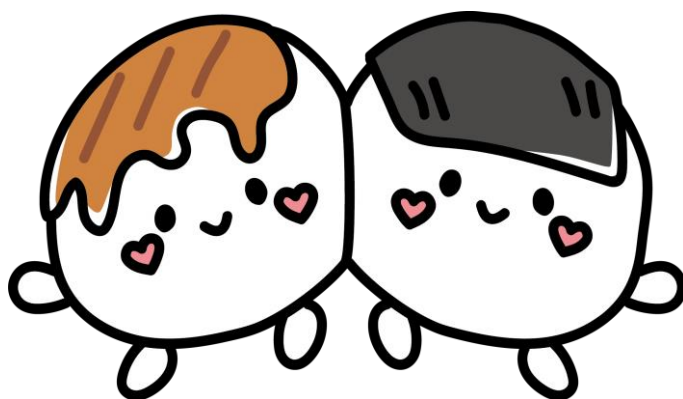


令和7(2025)年度
中野区子どもの権利救済委員
(子どもオンブズマン)
活動報告書



中野区子ども相談室
マスコットキャラクター「だんごず」



中野区
NAKANO CITY

はじめに

はじめに

子どもオンブズマン 石川 悦子

子ども相談室は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもが安心して意見を表明し、自らの権利が守られるよう支援する相談・救済機関として活動しています。子どもの最善の利益を第一に考えながら、1人ひとりの声に耳を傾け、問題の解決や権利の回復に向けた取り組みを進めています。令和4年9月の開設以来、3年半が経ちました。子ども相談室「ポカコロ」の愛称も少しずつ定着してきたように感じています。子どもオンブズマンは、令和7年4月より1名増員し4名体制となりました。

本年度は、新規相談 366 件、前年度以前から継続していた相談16件を合わせ、382 件の相談に対応しました。大きな特徴は、子ども本人からの相談が349件と、新規相談全体の 95.4%を占めたことです。前年度と比較すると子どもからの相談件数は 5 倍近く増加しており、子ども相談室が子どもたちにとって身近で利用しやすい相談先として認知されてきたことがうかがえます。子どもたちが自らの悩みや困りごとを相談し、支援を求めることができる環境が広がりつつあることは、子どもの権利保障の観点から大きな前進といえます。

また、相談対応の総回数は延べ 1,233 回に達しました。特に子どもとの相談では、相談フォーム(区立学校学習用端末)による相談が297回と最も多く、さらに、オンブズお手紙による相談やメール相談も増加しました。子どもたちが自分に合った方法を選びながら相談できる環境が整いつつあることが示されています。他方、保護者や関係者からの相談では電話による相談が中心となっており、それぞれのニーズに応じた相談体制が求められていると思います。

さらに、活動を進める中で、関係機関との連携も大きく広がりました。令和 7 年度は 457 件の連絡・調整活動を実施し、児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、学校、児童相談所をはじめとする関係機関と緊密な協力体制のもとで支援を行いました。アウトリーチ活動もさまざまやらせていただきました。子どもを取り巻く課題が困難化・複雑化する中で、1つの機関だけで解決することは難しくなっています。関係機関同士の連携を通じて、子ども 1 人ひとりにとって最善の支援が実現することができるものと考えています。

子ども相談室の役割は、個々の相談への対応だけではありません。相談活動を通して見えてきた子どもたちの声や課題を社会に伝え、子どもの権利が尊重される地域づくりにつなげていくことも重要な使命です。本報告書が、子どもの権利に対する理解を深め、子どもたちを支える取り組みのさらなる充実につながることを願っています。

今後も子ども相談室は、子どもたちが安心して相談できる居場所であり続けるとともに、関係機関や地域の皆様と連携しながら、子どもの権利がつねに尊重される社会の実現に向けて取り組んで参ります。



中野区子どもオンブズマン
子ども相談室 ポカコロ

目 次

はじめに

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例について2
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)3
- 3 中野区子どもオンブズマン子ども相談室(愛称:ポカコロ)6

II 令和7年度 子ども相談室における相談・救済活動

- 1 新規相談1 1
- 2 相談対応の方法1 9
- 3 関係機関への連絡、調整活動1 9
- 4 事例報告2 1
- 5 申立て、調査活動、要請・意見の表明2 5
- 6 まとめ2 6

付録：分類一覧

III 普及啓発活動

- 1 子ども相談室ワークショップ3 3
- 2 子どもの権利の日フォーラムなかの 20253 4
- 3 講師派遣3 6
- 4 外部研修等への参加3 7
- 5 関係機関との関わりなど3 9
- 6 アウトリーチ活動4 0
- 7 普及啓発ツール4 0
- 8 まとめ4 5

IV 参考資料

- 1 中野区子どもの権利に関する条例5 1
- 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則6 2

<活動報告書内で使用されている略称の一覧>

正式名称	使用略称
中野区子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例
中野区子どもの権利に関する条例施行規則	子どもの権利条例施行規則
中野区子どもの権利救済委員	子どもオンブズマン
中野区子どもオンブズマン 子ども相談室	子ども相談室
中野区子どもの権利救済相談・調査専門員	専門員
中野区子どものオンブズマンお手紙相談	オンブズお手紙
電子申請システム LoGo フォーム(子ども相談室へのメール相談フォーム)	相談フォーム

※年の表記は元号に統一しています。

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例について
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)
- 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 (愛称:ポカコロ)

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

1 中野区子どもの権利に関する条例について

子どもの権利条例は、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進すること」を目的として、令和 4 年 3 月 28 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

この条例は、前文から始まり、第 1 章「総則」、第 2 章「子どもの権利の保障」、第 3 章「子どもにやさしいまちづくりの推進」、第 4 章「子どもに関する取組の推進および検証」、第 5 章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」、第 6 章「雑則」で構成された全 28 条です。条例の特徴は、以下のとおりです。

(1)子どもの権利の保障

- 区をはじめ子どもに関係する大人の役割を規定
- あらゆる場面における権利の保障を規定するとともに、子どもの生活する場面における権利の保障を規定

(2)子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもをまちづくりのパートナーとして、子どもの今と未来のために、子どもにやさしいまちづくりを推進することを規定
- 大人から子どもへのメッセージを規定

(3)子どもに関する取組の推進

- 子どもの意見表明・参加を進めるための仕組みを規定
- 子どもに関する取組を推進するための推進計画を策定するとともに、計画の検証等の仕組みを規定
- 子どもの権利救済のための仕組みを規定

(4)子どもにわかりやすい条例を目指して

- 可能な限り平易な用語を使用し、全ての漢字にふりがなを振るとともに、「です・ます調」で規定

2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)

(1)設置目的

子どもオンブズマンは、子どもの権利条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるために設けられました。

(2)設置形態

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく区長の附属機関

(3)担当職務内容

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置付けられ、子どもにとって最善の利益が確保できるように支援を行います。

ア 子ども権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること

イ 子ども権利の保障についての必要な調査および調整をすること

ウ 権利侵害からの救済のため関係者に要請[※]をすること

※区や区の機関に対して行う場合と、区以外の機関に行う場合が想定されています。

エ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること

オ ウの要請およびエの意見の内容を公表すること

カ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

(4)職務の執行

ア 職務を行うときには、子どもの意見、考え、思いを聞き、それらを尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

イ 公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

ウ それぞれ独立してその職務を行います。

エ 自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

オ 毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

(5)子どもオンブズマンの職務執行に係る協力

ア 区は、子どもオンブズマンの独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

イ 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもオンブズマンに相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、子どもオンブズマンの職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(6)子どもオンブズマンの任命

子どもオンブズマンは、5 名以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命することとなっています。

令和8年4月1日現在、任命されている子どもオンブズマンは、以下のとおりです。

氏 名	所属等	任 期
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授 公認心理師、臨床心理士	第一期 令和4年4月1日～令和6年3月31日
野村 武司 (のむら たけし)	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士(埼玉弁護士会)	第二期 令和6年4月1日～令和8年3月31日
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士(第二東京弁護士会)	第三期 令和8年4月1日～令和10年3月31日
松宮 徹郎 (まつみや てつお)	弁護士(東京弁護士会)	第一期 令和7年4月1日～令和9年3月31日
時田 綾子 (ときた あやこ)	社会福祉士、公認心理師	第一期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

(7)子どもオンブズマン ～子どもの権利救済委員の通称として～

令和4年12月から、中野区における子どもの権利救済制度について広く周知を図り、より分かりやすく親しみのある制度として定着を図っていくため、「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

子どもの権利救済に係る制度については、「子どもオンブズマン」や「子どもオンブズパーソン」という呼称が国内外で浸透しています。

中野区においては、平成 2 年 10 月から「中野区福祉サービス苦情調整委員」という福祉サービスの適用に係る区民の苦情を実施機関以外の公平な機関を通して処理するという制度が存在しており、「中野区福祉オンブズマン」という通称が広く認知されている実態がありました。

このことから「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

なお、「オンブズマン」という語は、スウェーデン語で「代理人」を意味する語「ombudsman」に由来しています。

(8)連絡調整会議

子どもの権利条例施行規則第 17 条第 1 項では、「救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。」と定められています。なお、個別ケース対応に関する検討は連絡調整会議開催日以外にも随時行っています。

ア 開催状況（12 回）

令和7年 4月7日、5月12日、6月9日、7月7日、8月4日、
 9月8日、10月6日、11月10日、12月1日
令和8年 1月13日、2月9日、3月2日

イ 主な調整事項

- ・令和7年度子ども相談室ワークショップについて
- ・子どもの権利の日オーラムなかの2025について
- ・相談フォームの改修について
- ・児童館等へのアウトリーチ活動の方針について
- ・中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)活動報告書の作成について
- ・子どもの権利に関する出前授業について
- ・子ども相談室の移転に関すること

3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室（愛称:ポカコロ）

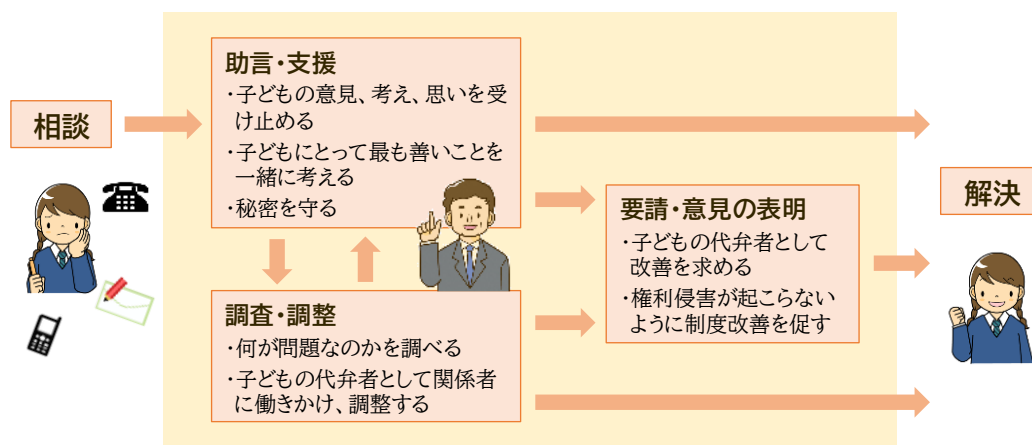
子どもの権利条例施行規則第 21 条では、子どもの権利の保障についての相談のための窓口として子ども相談室を設置することが定められています。

子どもオンブズマンへの相談窓口として、令和 4 年 9 月 1 日に「子ども相談室」を開設しました。

子ども相談室では子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、救済するための調査・調整や、要請・意見の表明を行います。なお、子ども相談室の特徴は以下のとおりです。

- 子どもの意見、考え、思いを聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け、子どもにとっての最善の利益を考慮しながら、問題を解決することを基本としていること
- 権利侵害全般について取り扱うこと
- 公的な第三者機関であること
- 関係機関との調整や関係機関への要請・意見の表明が、子どもの権利条例に基づく権限として規定されていること

【イメージ図】 相談から解決(権利侵害からの救済)までの流れ



(1)所在地

〒164-0027 中野区野方一丁目35番3号 教育センター分室3階

※令和8年4月1日から下記に移転しました。

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区役所7階

(2)対象

子ども※(その子どもの関係者を含む)

※子どもの権利条例において、「区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する 18 歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人」と定義しています。このため、18 歳で高等学校等に在学している場合等も対象となります。

(3)開室日時

月曜日から水曜日、金曜日の午後 1 時から午後 7 時まで
土曜日の午前 10 時から午後 4 時まで
(木曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く)

(4)相談方法

- 電話:0120-463-931(フリーダイヤル)
よりそう きゅうさい
- 電子メール:kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp
- 相談フォーム

※令和7年4月1日から中野区立小・中学校の学習用端末のホーム画面に相談用の入力フォームが立ち上がるアイコンを設定しました。

- 手紙 ※専用様式あり
- 来室 など

(5)要請や意見の表明に係る申立て

子どもやその関係者(保護者など)は、子どもオンブズマンに対して以下について申立てを行うことができます。

- 権利侵害からの救済のため、関係者に改善などの要請を行うこと
- 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するため、制度の改善などについての意見の表明を行うこと

子どもオンブズマンは、権利侵害に関わる事実の調査や関係者間の調整を行います。また、関係者や関係機関に対して、要請や意見の表明を行うこともあります。関係者への一方的な要請により、権利侵害の相手方とその子どもを対立させてしまったり、子どもの最善の利益にならない場合もあるため、関係者との調整は重要な役割を担います。

(6)子どもの権利救済相談・調査専門員の配置

子どもオンブズマンの独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するため、子ど

もオンブズマンの職務を補佐することなどを目的として、専門員(会計年度任用職員)を配置しています。

①職務

- ア 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと
- イ 子どもの権利の保障についての普及啓発に関すること
- ウ 子どもオンブズマンの職務について補佐すること

②任用資格

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士若しくは弁護士である者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者であると区長が認める者であること
- イ 相談・調査専門員の職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること
- ウ 職務に関連した知識を積極的に修得し、子どもに寄り添いながら支援を行うことについて熱意を有すること

(7)事務局の職務

- 子ども相談室に関すること
- 子どもの権利に係る普及啓発に関すること

(8)体制(令和8年3月31日現在)

- 子どもオンブズマン 4名
- 専門員 4名
(社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理師)
- 事務局 3名
(子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係)

教育センター分室入口



子ども相談室入口



面談室



※上記写真は令和7年度末までの子ども相談室となります。

(9)愛称「ポカコロ」、マスコットキャラクター「だんごず」について

子どもたちが愛着をもち、相談しやすい、来訪しやすい子ども相談室としていくため、令和 5 年度に区内の小中学生から愛称とマスコットキャラクターを募集しました。あわせて、応募作品の中から子どもの意見を反映させ選定を行うワークショップを実施しました。ワークショップには区内の 12 名の小中学生が参加し、子ども相談室にふさわしいと考える作品を選んでくれました。

愛称の応募総数 84 点、マスコットキャラクターの応募総数 374 点の中から選ばれたのが、愛称「ポカコロ」と、マスコットキャラクター「だんごず」です。

○愛称「ポカコロ」

作者

南中野中学校 1 年生 ^{たなか}田中 ^{りな}里菜さん

作品に込められた思い

安心してゆっくり相談できる場所であってほしい。ポカポカしたココロで帰れるように。

○マスコットキャラクター「だんごず」

作者

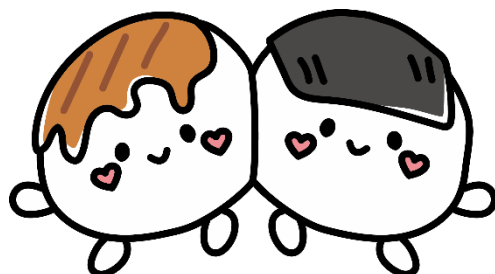
南中野中学校 3 年生 ^{たきざわ}瀧澤 ^{もか}母花さん

作品に込められた思い

もちもちのだんごみたいに仲良しでくっついて離れない関係をみんな作ってほしいから。

※作者の学校・学年は令和 5 年度時点。

ポカコロ



Ⅱ 令和7年度 子ども相談室における

相談・救済活動

1 新規相談

2 相談対応の方法

3 関係機関への連絡、調整活動

4 事例報告

5 申立て、調査活動、要請・意見の表明

6 まとめ

付録：分類一覧

Ⅱ 令和7年度 子ども相談室における相談・救済活動

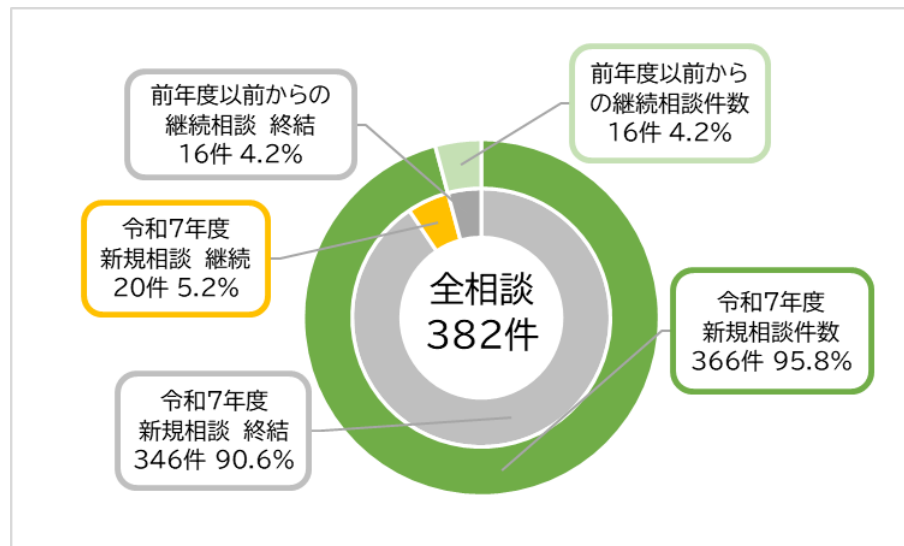
令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の相談・救済活動の状況は、前年度以前から継続している相談の件数も含めて、以下のとおりです。¹

令和7年度の相談件数は、新規相談が366件、前年度以前からの継続相談が16件、計382件でした。

前年度以前からの継続件数16件は当年度で終結となりました。

当年度の新規相談366件のうち、346件が当年度で終結となり、20件が、次年度に継続になります。(図表1)。

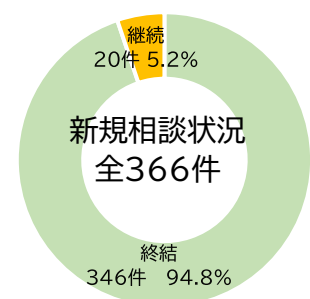
図表1 相談の終結・継続件数



1 新規相談

新規相談とは、相談者から子ども相談室に相談された、初回の相談(以下「初回相談」といいます。)をいいます。新規相談者とは、新規相談の相談者をいいます。同一の相談者でも、異なる内容の相談があった場合には、その内容ごとに1件として集計しています。

図表2 新規相談の状況



(1)新規相談の状況 (図表2)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの新規相談件数は366件でした。

¹パーセント表示について、原則として小数第二位を四捨五入しているため、内訳を足し上げても100%にならない場合があります。

(2)新規相談者及び相談の対象となる子どもの属性

①新規相談者の属性（図表3）

新規相談者のうち、子どもからの相談は349件(95.4%)でした。また、「子ども以外(大人・関係機関)」(以下「子ども以外」といいます。)からの相談は 14件(3.8%)でした。

「子ども」からの相談件数は、令和6年度から約 4.8 倍に増加しています。

「子ども」からの相談の割合は毎年度増加しています。

「子ども以外」の相談のうち最も多かったのは、「母親」で8件(2.2%)でした。

図表3 新規相談者の属性

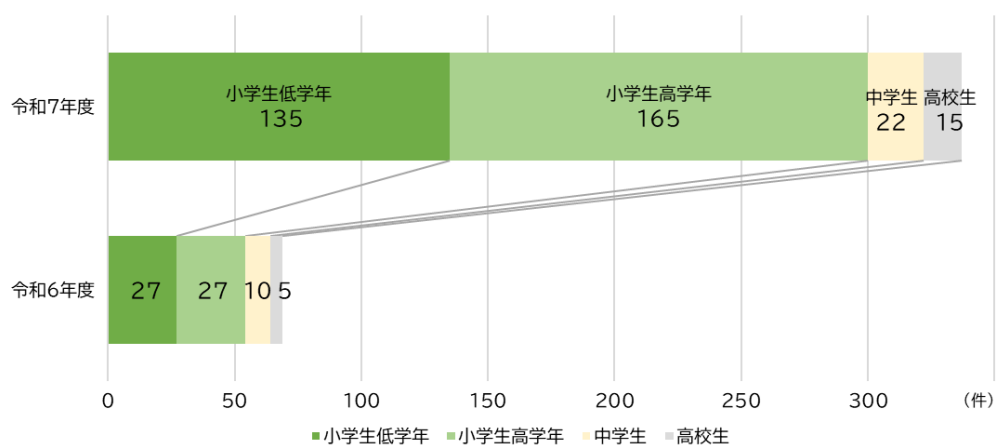
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
子ども	37	52.9%	73	77.7%	349	95.4%
子ども以外	32	45.7%	21	22.3%	14	3.8%
母親	17	24.3%	16	17.0%	8	2.2%
父親	4	5.7%	2	2.1%	0	0.0%
その他大人	4	5.7%	1	1.1%	3	0.8%
関係機関	4	5.7%	1	1.1%	3	0.8%
親以外の家族	2	2.9%	1	1.1%	0	0.0%
不明(子ども以外)	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%
不明	1	1.4%	0	0.0%	3	0.8%
合計	70		94		366	

②新規相談者が子どもの場合の学年（図表4）

令和7年度、最も相談が多かった学年は「小学3年生」で80件(22.9%)でした。次いで、「小学5年生」で66件(18.9%)、「小学6年生」で 49 件(14.0%)、「小学4年生」で48件(13.8%)でした。

令和6年度と比較すると、小学生は54件から300件へ5.6倍、中学生は10件から22件へ約2.2倍、高校生は5件から15件へ3倍の増加となっています。

図表4a 新規相談者が子どもの場合の学年



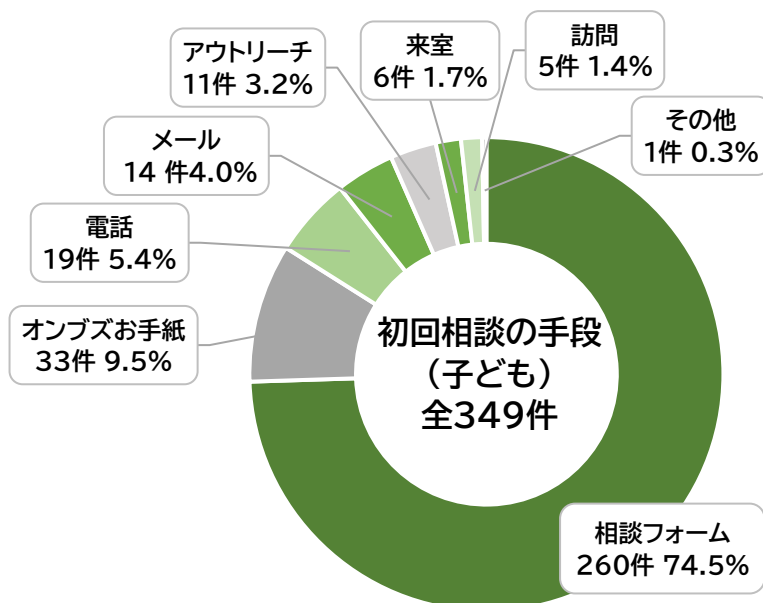
図表4b 新規相談者が子どもの場合の学年

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
未就学児	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%
小学1年生	5	13.5%	4	5.5%	13	3.7%
小学2年生	6	16.2%	15	20.5%	42	12.0%
小学3年生	2	5.4%	8	11.0%	80	22.9%
小学4年生	2	5.4%	13	17.8%	48	13.8%
小学5年生	4	10.8%	4	5.5%	66	18.9%
小学6年生	1	2.7%	9	12.3%	49	14.0%
小学生不明	1	2.7%	1	1.4%	2	0.6%
中学1年生	7	18.9%	2	2.7%	8	2.3%
中学2年生	5	13.5%	2	2.7%	4	1.1%
中学3年生	1	2.7%	5	6.8%	9	2.6%
中学生不明	0	0.0%	1	1.4%	1	0.3%
高校1年生	0	0.0%	2	2.7%	3	0.9%
高校2年生	2	5.4%	2	2.7%	10	2.9%
高校3年生	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%
高校生不明	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%
所属なし	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
不明	1	2.7%	4	5.5%	9	2.6%
合計	37		73		349	

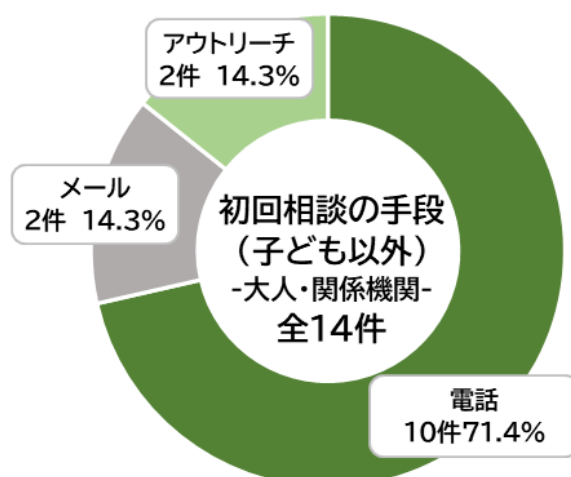
③初回相談の手段（図表5）

初回相談の手段について、「子ども」と「子ども以外」とに分けて集計しています。子どもの初回相談(図表5a)では「相談フォーム」が最も多く260件(74.5%)、次いで「オンブズお手紙」が33件(9.5%)でした。子ども以外の初回相談(図表5b)では「電話」が最も多く10件(71.4%)利用されました。

図表5a 初回相談の手段(子ども)



図表5b 初回相談の手段(子ども以外)



図表5c 初回相談の手段(子ども) 学年別内訳

【令和7年度】

	相談 フォーム	オン ブズ お手紙	電話	メール	来室	訪問	ア ウト リ ーチ	その他
未就学児	1	0	0	0	0	0	0	0
小学校 低学年	99	18	4	0	3	1	9	0
小学校 高学年	148	7	5	3	0	2	0	0
中学校	5	6	5	1	3	2	0	0
高校生	2	0	3	8	0	0	2	0
不明	5	2	2	2	0	0	0	1
合計	260	33	19	14	6	5	11	1

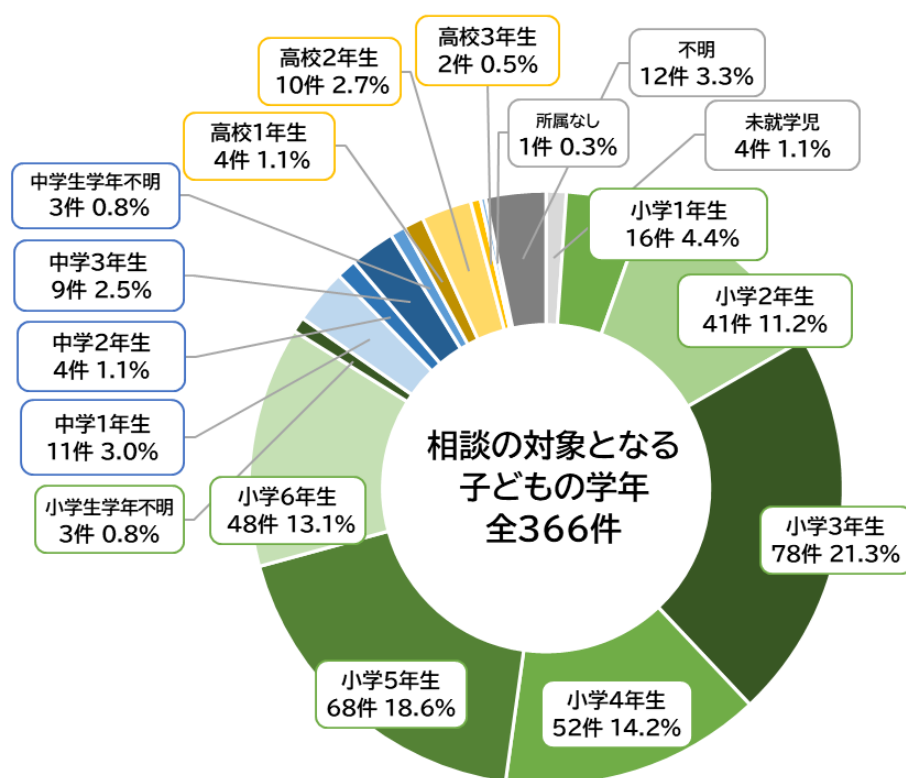
【(参考)令和6年度】

	相談 フォーム	オン ブズ お手紙	電話	メール	来室	ア ウト リ ーチ 訪問	手紙	その他
未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校 低学年	1	6	8	0	4	8	0	0
小学校 高学年	6	7	5	0	6	1	2	0
中学校	1	0	8	0	1		0	0
高校生	1	0	4	0	0		0	0
不明	0	2	2	0	0		0	0
合計	9	15	27	0	11	9	2	0

④相談の対象となる子どもの学年（図表6）

「小学3年生」が78件（21.3％）と最も多く、次いで「小学5年生」が68件（18.6％）、「小学4年生」が52件（14.2％）でした。すべての年齢層の子どもについての相談がありましたが、小学生が306件で全体の83.6％でした。

図表6a 相談の対象となる子どもの学年



図表6b 相談の対象となる子どもの学年

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	%	件数	件数	%	件数
未就学児	3	4.3%	4	4.2%	4	1.1%
小学生低学年	19	27.1%	30	31.6%	135	36.9%
小学生高学年*	22	31.4%	35	36.8%	171	46.7%
中学生	17	24.3%	15	15.8%	27	7.4%
高校生	5	7.1%	6	6.3%	16	4.4%
不明等	4	5.7%	5	5.3%	13	3.6%
合計	70		95		366	

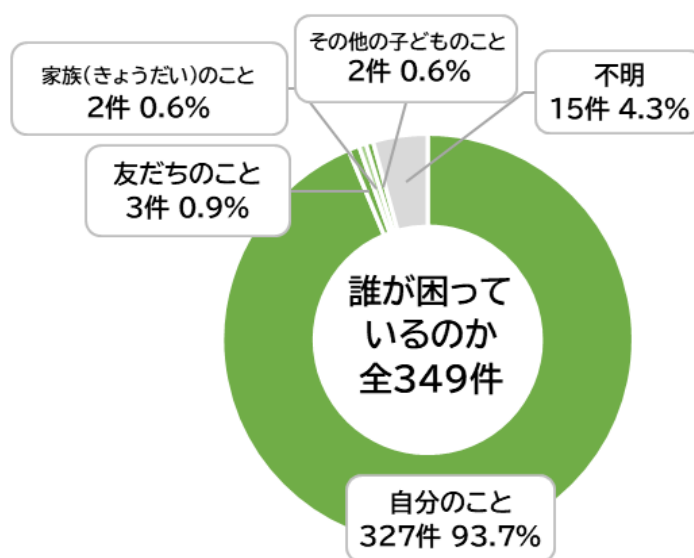
*小学生高学年には小学生学年不明件数を含む

(3)相談内容(初回相談における主訴)

①「誰が困っているのか」(図表7)

新規相談者が子どもであった場合に、相談内容について「誰についての相談か」すなわち「誰が困っているのか」に着目し、「自分」「家族(きょうだい)」「友だち」「その他の子ども」「不明」に分類して集計しています。最も多かったのは「自分のこと」についての相談(327件、93.7%)で、子どもからの相談の多くがその子ども自身についての相談でした。

図表7 誰が困っているのか(子ども)



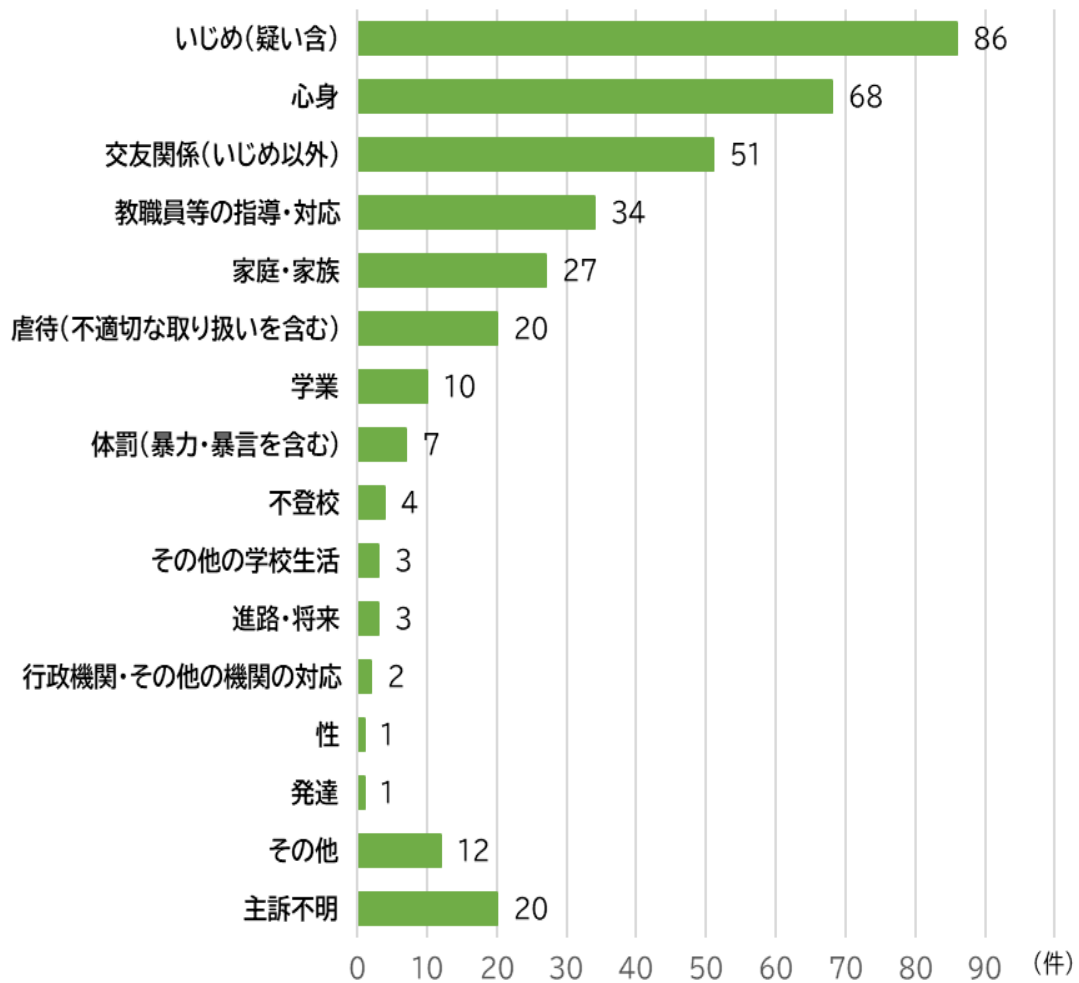
②「どんなことで困っているのか」(図表8)

「何についての相談か」すなわち「どんなことで困っているのか」に着目して分類し、集計しています。

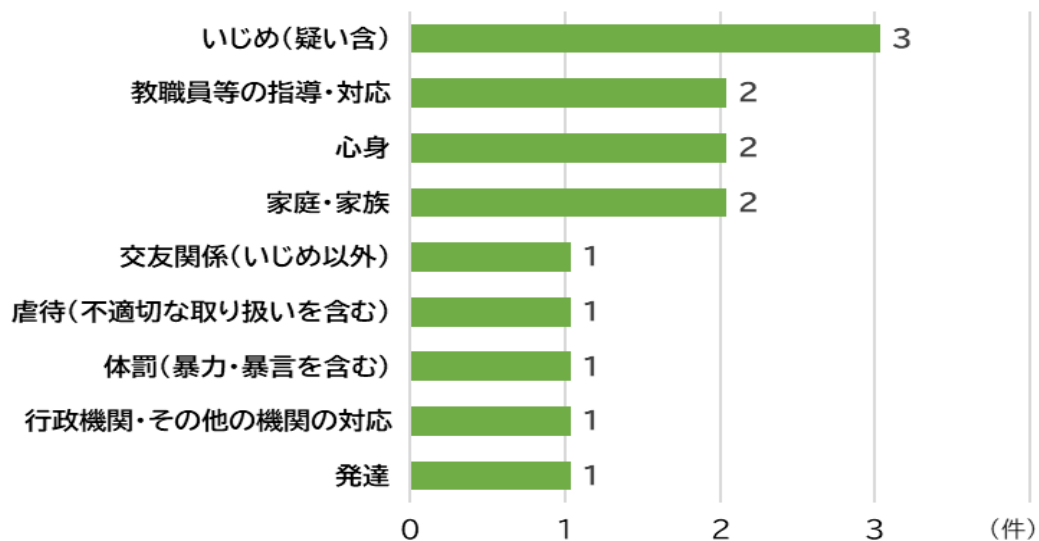
子どもからの相談であった場合(図8a)、「いじめ(疑い含む)」についての相談が86件(24.6%)と最も多く、次いで「心身」が68件(19.5%)、「交友関係(いじめ以外)」が51件(14.6%)でした。

子ども以外からの相談であった場合(図8表 b)には、「いじめ(疑い含む)」についての相談が3件で最も多く、次いで「教職員等の指導・対応」、「心身」、「家庭・家族」についての相談がいずれも2件でした。

図表8 どんなことで困っているのか(子ども)



図表8b どんなことで困っているのか(子ども以外)



2 相談対応の方法(図表9)

令和7年度の相談対応総回数(延べ²)は1,233回(図表9)でした。子どもとの相談対応では「フォーム」が最も多く297回(46.1%)、次いで「オンブズお手紙」が67回(10.4%)でした。子ども以外では「電話」を利用する割合が最も高く、353回(59.9%)でした。

図表9 相談対応の方法(相談対応回数³)

方法	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	子ども	子ども以外	子ども	子ども以外	子ども	子ども以外
電話	39	290	66	194	53	353
メール	4	67	15	17	65	73
相談フォーム	15	0	13	2	297	9
手紙	0	4	5	0	50	10
オンブズお手紙	33	4	23	0	67	5
オンライン	0	0	0	0	0	1
来室	7	38	107	31	43	11
訪問	0	9	46	54	44	71
アウトリーチ	0	0	0	0	25	7
その他	1	13	1	1	0	49
小計	99	425	276	299	644	589
合計	524		575		1,233	

3 関係機関への連絡、調整活動

(1)関係機関の種別 (図表10)

子ども相談室は、権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、子どもや関係者等から相談を受けた後、必要に応じて区内の様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。

令和7年度は、関係機関の中では「児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ」と最も多くやりとりをしました(165件、36.1%)。次に多かったのは、学校で121件(26.5%)、児童相談所で117件(25.6%)でした。

²延べ:子ども相談室における相談対応の総数です。例えば、1人の相談者に対して4回の対応を行った場合には4と数えます。

³相談対応回数には相談を受け付けた回数も含まれます。

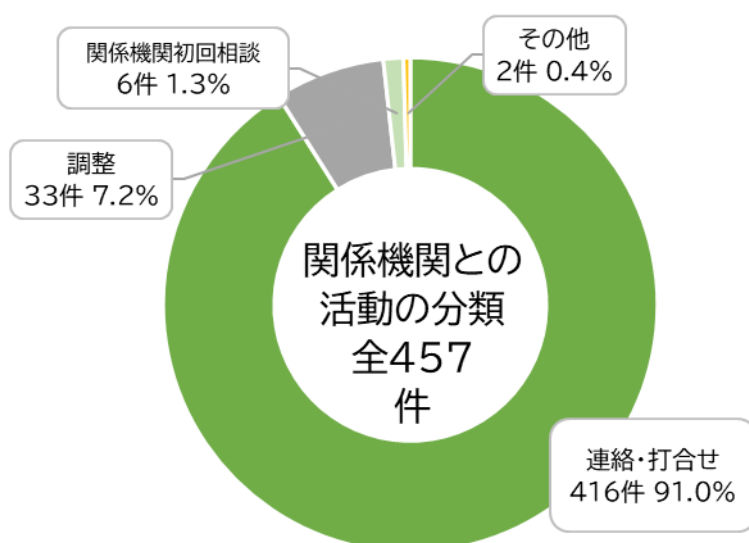
図表10 関係機関の種別と活動の割合

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ	8	4.1%	40	28.0%	165	36.1%
学校	25	12.8%	24	16.8%	121	26.5%
教育委員会	77	39.5%	11	7.7%	5	1.1%
教育センター	7	3.6%	4	2.8%	9	2.0%
児童相談所	26	13.3%	58	40.6%	117	25.6%
すこやか福祉センター	25	12.8%	2	1.4%	0	0.0%
図書館	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
区関係課	16	8.2%	0	0.0%	26	5.7%
地域団体、事業所等	0	0.0%	0	0.0%	13	2.8%
その他	11	5.6%	3	2.1%	1	0.2%
合計	195		143		457	

(2)活動の分類（図表11）

関係機関とのやりとりでは、「連絡・打合せ」が主で、416件(90.1%)でした。次いで、「調整」が33件(7.2%)でした。

図表11 関係機関との活動の分類



4 事例報告

相談事例は、プライバシー保護のため、子ども相談室が対応した複数の事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

(1) ケース 1 事例報告

【相談内容】

相談者	本児	方法	手紙	所属／学年	小学校高学年
登場人物	本児 A 子どもの居場所 B のスタッフ C・D A の友人 E・F				
相談の主な内容	友だち E のことで相談したい。				

【対応】

Aから、オンブズお手紙で相談が届きました。お返事の方法については、「またBに来てくれたときに話したい」と文中に書いてありました。

AとEは、以前、アウトリーチ活動で子どもオンブズマンや専門員がBを訪問した際に、複数人で一緒に遊んだことがあり、そこで、Aは、ポカコロという子ども相談室があることを知り、相談してくれたと思われました。

Aの思いや気持ちを聞き、相談内容について一緒に考えるために、まず、Cに、Bの今後のスケジュールや、仮に、アウトリーチ訪問時にポカコロに相談したいという子どもがいた場合に、居場所として利用している施設内に落ち着いて話をするができるスペースがあるか等、確認しました。併せて、Aが通う小学校の行事予定を確認した上で、次回訪問日を検討し、CおよびDに了解を得ました。

Bは、子どもが好きな時に自由に利用できるため、ポカコロが訪問した日時に、必ずAと会えるわけではありません。会えたとしても話せない場合に備え、お返事(手紙)を書いて持参することにしました。

【経過】

手紙が届いてからあまり間を開けないうちに、後日、子どもオンブズマンと専門員がBを訪問すると、Aもちょうど来ていましたが、AはFと遊んでいたので、子どもオンブズマンも一緒に遊んで過ごすことにしました。帰る際に、Aが駐輪場まで来て、専門員に「次は(いつ来るか)?」と声をかけてくれたので、直接、お返事(手紙)を渡すことができました。

数日後、今度はメール相談フォームで「心配してくれてうれしかった。今はもう大丈夫。またBに来たときに。」とAからメッセージが届きました。次月、子どもオンブズマンと専門員がBのイベントに訪問すると、AとEが遊んでいる姿が見られました。

【相談を振り返って】

ポカコロでは、令和6年度より、子どもがいる場所へ出向き、子どもたちとの遊びなどを通じ、子ども相談室の周知をするとともに、相談ニーズのある子どもと繋がり、その

場で話を聴いたり、子ども相談室への相談に繋がったりしていくアウトリーチ活動を行なってきました。

実際に相談(面談)にまでならなかったとしても、子どもの居場所を訪問させていただくことで、子どもたちに、中野区には子どもオンブズマンがいること、ポカコロという子ども相談室が身近にあることを伝えられることは、とても大事な活動であると思われます。また、こちらから居場所に足を運ぶことで、相談ニーズのある子どもに出会えることは、大きな成果だと感じています。今後も大切にしたい活動の一つです。

(2)ケース2事例報告

【相談内容】

相談者	ご家族(相談者 A)	方法	電話・面談	所属／学年	小学校中学年
登場人物	相談者 A 本児 B 教諭 C 教諭 D、スクールカウンセラーE				
相談の主な内容	先生が怖くて落ち着いて授業を受けることができない。登校渋りがみられる。				

【対応】

ご家族からの入電で相談は始まりました。Bは幼児期より集団に慣れにくく、これまでも複数の相談機関を利用してきましたが、最近では教諭Dの言動を怖く感じて落ち着いて授業が受けられないとのことでした。B自身も当室に来ることを希望しており、オンブズマンとの面談が成立しました。話を伺うと、例えば、解答が終わったプリントを順にD先生に見せにいくとう課題があっても、Bは怖くて動くことができず、結果的に教師から叱責を受け悪循環になっている様子でした。Bについて、Aは幼いころから嫌なことを自分のなかに溜め込み身動きが取れなくなる傾向があると説明しました。

そこで当室から、学校へ現在のBの気持ちを伝えたところ、今後の支援策を話し合うことになりました。Bは、学校では感情をあまり外に表さないため、学年のC先生や他の先生方もBの気持ちには気づかなかったようすでした。またD先生は、ご自分の言動について振り返りました。Aからは、この機会に学校側へお願いしたかったことを具体的に伝え、先生方もそれを踏まえながら環境調整を図っていくこととなりました。さらに、スクールカウンセラーEや養護教諭も、定期的にBと面談をして困っていることなどを聞き取り、校内で連携しながら進めることになりました。

【経過】

この話し合いの結果を知ったBは喜び、自分も少し勇気を出してできることからやってみるということになりました。Aも、関係する複数の先生方がBのために一緒に考えてくれたことについて心強く感じたと報告してくれました。数ヶ月後に確認したところ、状況は徐々に改善傾向にある様子でした。

【相談を振り返って】

面談でBの困りごとや気持ちを聴き取り、その内容を学校側と共有することによって、周囲のBへの理解が深まり環境調整につながった事例でした。子ども自身がもっている力を基礎としながら、子どもにとって身近な関係者が協力し合い支援の輪を広げることができたように思います。

(3)ケース3事例報告

相談者	本人	方法	学校配布の 端末	所属／学年	小学校低学年
登場人物	相談者 A 母 B 父 C				
相談の主な内容	母の言うことを聞かないと、頭を叩かれたり、大きな声を出して怖い言葉で怒られる。怖くて辛くて、家にいたくない。父は、母が怒っているのを見ても、何もしてくれない。どうしたらよいか。				

【対応】

学校で配布される端末を通じて、小学校低学年の児童Aから相談が届きました。相談には、学校名と名前が書いてあり、お手紙での返事がほしい、返事は家に送ってほしいと書かれていました。相談室で協議の結果、返事を家に送ると、母や父が見る可能性があり、本児に危険が及ぶことも予測されるため、返事は家に送らずに、別の方法を考えること、また、虐待の疑いということで、児童相談所への通告が必要であることを確認しました。

そこで、本児Aの安全を守ることが最優先であることや、緊急性が高い事案であることから、学校に連絡を取って、オンブズマンと専門員でAに学校に会いに行きました。また、児童相談所にも連絡し、虐待通告を行いました。

【経過】

Aと学校で面談したところ、Aは、母から叩かれたりして辛いこと、ただ、母のことは好きだと思っていて、自分が悪いことをするから怒られるんだと話をしてくれました。オンブズマンからは、何があっても、Aが暴力を受けていいということはないこと、Aの安全が守られる方法を一緒に考えたいことなどを伝えました。そして、Aの安全を守る場所として、「じどうそうだんじょ」というところがあること、そこと協力してAさんの相談を聞きたいと思っていることを説明したところ、Aは、理解してくれました。

また、これからも、ポカコロは、Aの話を聞きたいし、力になりたいと思っているので、いつでも、端末や手紙などを使って相談してほしいと伝え、お手紙相談の用紙を渡し、面談を終えました。

その後、児童相談所の職員がAと面会し、両親とも面談したとのこと。母にもAの思いが伝えられ、母からは、相談できてよかったとの気持ちが伝えられたそうです。

【相談を振り返って】

令和7年度4月から、学校で配布される端末にポカコロの相談フォームが掲載され、子ども達が端末を使って簡単に相談できるようになりました。その結果、子ども本

人からの虐待相談が増加しました。子どもが虐待を受けているおそれがある場合、児童虐待防止法第6条第1項により、児童相談所への通告が必要となります。ただ、子ども自身は、「大事(おおごと)にしたくない」「他の人に知られたくない」という思いを持っていることがあります。

ポカコロでは、子どもの安全を守ることを最優先にしつつも、そのような子ども自身の思いや不安に寄り添い、子どもへの丁寧な説明と共に、一緒に考える姿勢を大切にしています。

5 申立て、調査活動、要請・意見の表明

申立て及び申立てに基づく調査活動、要請・意見の表明はありませんでした。

6 まとめ

(1)令和7年度の活動概況 ～相談件数の大幅な増加～

本年度、新規相談受付件数は366件に達し、前年度(94件)の約4倍となり、大幅に増加しました(図表 3)。特筆すべきは、95.4%(349 件)が「子ども本人」からの直接の相談であった点です。前年度の 77.7%(73 件)と比較しても子ども自身の割合が大きく伸びており、これは「子ども自身の声に耳を傾ける」ことを大切にしてきた私たちにとって、大変喜ばしい成果と言えます。相談室が、子どもたちが自らアクセスし、主体的に相談できる窓口として少しずつ機能してきているものと受け止めています。

(2)相談急増をもたらした「端末」からの相談(=「フォーム」からの相談)

相談件数増加の最大の要因は、令和7年4月1日より、区立小・中学校の学習用端末(GIGA スクール端末)のホーム画面に相談用フォーム(だんごずのアイコン)を一斉に設定したことです。学校で毎日使用する学習用端末の「だんごず」のアイコンをタップするだけで相談フォームからの相談が可能となり、初回相談手段の 74.5%(260件)が「相談フォーム」経由という結果に繋がりました(図表 5c)。このようなアクセスの改善が、潜在していた「子ども達の声」を可視化することに成功したと言えます。特に、虐待のケース(事例・ケース3など)では、端末からの相談は、子どもがみずから SOS を発信できる有効な手段であるといえます。

(3)小学校低学年(1～3年生)からの相談ニーズの受け止め

小学校低学年からの相談が多いことも特徴的です。今回、相談室では子ども本人からの相談 349 件のうち、小学校低学年(1～3年生)からの相談が135 件(38.7%)と、全体の約 4 割近くを占めました(図表 5c)。小学校低学年の子どもにとって、自分で窓口を調べて、電話をかけたり文字を入力したりして、自分の置かれた状況を言語化して相談するというのは簡単ではありません。しかし、今回の結果は、小学校低学年にも相談ニーズがあることや適切な環境さえ整えれば、子どもたち自身が「相談」を主体的に発信できる力を十分に備えていることを示しています。

(4)アウトリーチ活動・訪問・来室による相談の着実な実施

端末(デジタル)からのアクセスを広げた一方で、アウトリーチ活動(11件)・訪問(5件)・来室(6件)などの「リアル」な相談も昨年とほぼ同じ件数となっています(図表 5c)。専門員による年間114回に及ぶ児童館・キッズ・プラザ・学童クラブ等へのアウトリーチ(出張訪問)活動(後記「Ⅲ・6」)によって、そこに来ている子ども達や関係機関の方と専門員が直接顔を合わせて地道に関係を構築してきたことの成果と考えられます。

(5)展望・課題

このように、端末(デジタル)を介して、多くの相談がされるようになりましたが、それをいかにして子どもの権利救済へ繋げていくことができるか、相談室としても考えていきたいと思います。また、令和8年度からは、相談室が教育センター分室から区役所本庁舎内に移転します。この移転に伴い、これまで相談室の強みであった「来室相談の機会」や「子どもたちの安心できる居場所としての機能」にマイナスの影響が生じないよう、十分に留意していく必要があります。

私たちはこれからも、子ども達にとって身近で相談しやすく、そして愛称のとおり誰もが「ポカポカ」とした「心(ココロ)」になれる相談室であり続けられるよう、歩みを進めてまいります。(松宮子どもオンブズマン、森本子どもオンブズマン)

【学習用端末にだんごずのアイコンを設置(イメージ)】



①“だんごず”のアイコンをタップ

②メール相談フォームが開きます

入力フォーム

● 入力 ● 確認 ● 完了

子ども相談室ポカコロ 相談受付フォーム【こどもそうだんしつポカコロ そうだんうけつけフォーム】
18歳（さい）までのみなさんが相談（そうだん）できる「子ども相談室ポカコロ」です。相談したいことを送（おく）ることができます。どうしたらいいのが一緒（いっしょ）に考（かんが）えます。



子ども相談室ポカコロってどんなところ？
子どもの権利（けんり）を守（まも）り、一緒（いっしょ）に問題（もんだい）を解決（かいけつ）する「子どもオンブズマン」に相談できるところです。くわしくは、[子ども相談室ポカコロについて](#)をご覧ください。

Q1. 相談内容（そうだんないよう） **必須**

Q2. お返事（へんじ）をしたいので、お返事をしてほしい方法（ほうほう）を教（おし）えてください。お返事がいらぬときは、「お返事はいらぬい」をチェックしてください。※学校（がっこう）で配（くば）られているタブレットにはお返事ができません。 **必須**

☐ 手紙（てがみ）
☐ 電話（でんわ）
☐ 来庁（きやう）（あう）
☐ メール
☐ お返事はいらぬい

付録：分類一覧

【受付に関わる分類】

新規相談者の属性 誰からの相談か？	何についての相談か？ どんなことで困っているのか？ ※3
子ども	いじめ(疑い含む)
子ども以外(大人・関係機関)	交友関係(いじめ以外)
不明	不登校
	学業
	進路・将来
	その他の学校生活
	虐待(不適切な取り扱いを含む)
	体罰(暴力・暴言を含む)
	教職員等の指導・対応
	行政機関・その他の機関の対応
	心身
	発達
	性
	家庭・家族
	労働・アルバイト
	SNS・インターネット
	差別
	制度改善
	子育て
	その他
	主訴不明

※1 属性が子どもの場合のみ選択する

※2 権利侵害を受けている対象は誰か？

※3 権利侵害であると感じていることは何か？
救済を求めていることは何か？

【活動・対応に関わる分類】

対応方法	対応の相手	活動分類 ※4
電話 メール フォーム 手紙 オンブズ手紙 オンライン 来室 訪問 その他	本人 家族 学校関係者 関係機関(学校関係者以外) 相談者子ども 相談者大人 その他 不明	相談 関係機関初回相談 連絡・打合せ 調整 助言 申立て 調査・調整(申立てに基づく) 意見の表明 要請 照会 他機関紹介 コンサルテーション その他 不明
新規/継続の別	相談者属性	※4 関係機関の場合、「相談」と「他機関紹介」は選択しない
新規 継続 年度継続	本人 父親 母親 親以外の家族 その他子ども その他大人 不明	関係機関種別
	対象となる子どもの学年	学校 幼稚園、保育園 児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ すこやか福祉センター 児童相談所 教育委員会 教育センター 区関係課 学習塾・習い事・スポーツクラブ等 福祉オンブズマン 医療機関 図書館 その他 不明
	未就学児 小1 小2 小3 小4 小5 小6 小学生学年不明 中1 中2 中3 中学生学年不明 高1 高2 高3 高校生学年不明 所属なし 不明	

Ⅲ 普及啓発活動

- 1 子ども相談室ワークショップ
- 2 子どもの権利の日フォーラムなかの 2025
- 3 講師派遣
- 4 外部研修等への参加
- 5 関係機関との関わりなど
- 6 アウトリーチ活動
- 7 普及啓発ツール
- 8 まとめ

Ⅲ 普及啓発活動

1 子ども相談室ワークショップ

募集期間：令和7年6月6日から7月4日

応募資格：中野区在住、在学の小学校4年生から高校3年生

参加人数：22名（小学生14名、中学生5名、高校生3名）

実施日時：令和7年 7 月 20日、7 月 23日、7月30日、9月7日、10月26日、
11月1日 全6回

令和5年度より子ども相談室が主催するワークショップを実施しています。令和7年度は「校内番組で子どもの権利を伝えよう！！」をテーマに実施しました。

小学生、中学生、高校生の班に分かれ、自分のアバターを登場させるなどして、子どもの権利を伝えるためのストーリーを考えました。パワーポイントで描き、音声を吹き込んで動画にしました。

作成した動画は、区内の小中学校で視聴してもらいました。令和7年 11 月1日に行われた「子どもの権利の日フォーラムなかの 2025」で発表しました。YouTube 動画として区ホームページからいつでも視聴できるようになっています。



第1回 子どもの権利について学ぼう！



第3回 ストーリーを考えよう！



第4回 動画を作成しよう！



第6回 フォーラムにて発表

2 子どもの権利の日フォーラムなかの2025

主催：中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

会場：中野区役所1階イベントスペース

日 時	令和7年 11 月 1 日(日)13:00～16:00
内 容	○子どもの権利の日フォーラムなかの2025 ・令和6年度子どもオンブズマン活動報告 森本子どもオンブズマン、時田専門員 ・子どもの権利委員会活動紹介及び子どもからのヒアリング 中野区子どもの権利委員会、野村子どもオンブズマン ・子ども相談室ワークショップ発表 ワークショップメンバー、野村子どもオンブズマン ○ものづくりワークショップ 「プラバンキーホルダーやマグネットを作ろう！」 協力:こども教育宝仙大学 青木 弥生 教授 ○出張プレーパーク 協力:一般社団法人探求あそび場づくりの輪 ○だんごず弁当の作成・販売 協力:ナカノヤ NYAcafe
参加者数	延べ422名(うちプレーパーク受付者174名)

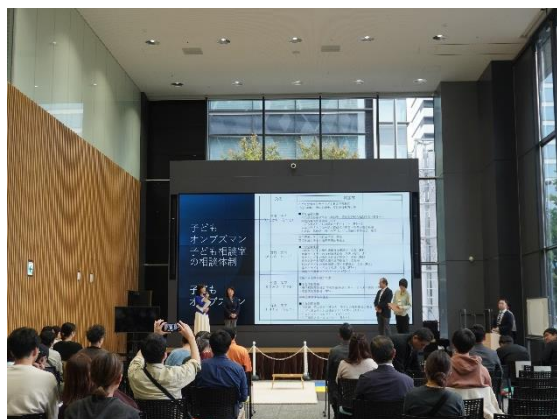
「中野区子どもの権利の日」に合わせて、11月に普及啓発事業を実施しています。令和7年度は、中野区役所1階イベントスペースにて実施しました。

ナカノバにて実施した「子どもの権利の日フォーラムなかの2024」では、子ども相談室や子どもの権利委員会の活動報告を行いました。子どもの権利委員会の取り組みとして、「あったらいいなこんな居場所」をテーマに、子どもたちから意見を聴かせてもらったり、付箋に書いてもらったりしました。また、子ども相談室ワークショップメンバーからはワークショップの取組について発表をし、動画の放映をしました。

シェアノマでは、子ども相談室マスコットキャラクターのだんごずを描き、自分だけのプラバンの作成をしました。ソトニワでは、出張プレーパークを実施し、たくさんの子どもと大人が夢中に遊び、大賑わいでした。

ナカノヤでは、子どもたちが応募してくれたメニューアイデアをもとにだんごず弁当を販売しました。

【子どもの権利の日フォーラムなかの2025の様子】



子ども相談室活動報告



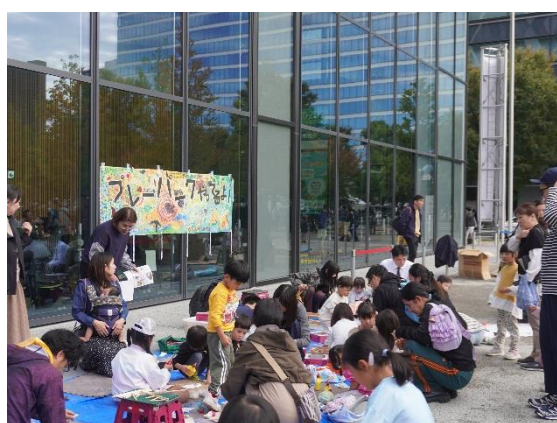
子どもの権利委員会活動紹介



子どもの権利委員会ヒアリング



子ども相談室ワークショップ発表



出張プレーパーク



子どもたちが書いた付箋/
だんごずプラバン / だんごず弁当

3 講師派遣

日 程	研修名等	講 師	受講者数
令和7年 4月3日	区新規採用職員研修	事務局職員	128名
6月27日	人権教育担当教員研修	松宮 子どもオンブズマン	31名
9月20日	城山ふれあいの家児童館運営協 議会	野村 子どもオンブズマン	40名
10月9日	児童館等職員研修	石川 子どもオンブズマン	50名
12月9日	中野区次世代育成委員研修会	石川 子どもオンブズマン	28名
令和8年 1月6日	実務研修(人権セミナー) ※区主任昇任職員等対象研修	事務局職員 ※e-ラーニング形式	126名
3月23日	東京大学教育学部附属中等教 育学校教員研修	森本 子どもオンブズマン	45名
3月26日	ペアレントメンター養成講座	石川 子どもオンブズマン	12名

4 外部研修等への参加

(1)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町実行委員会、
三芳町

会場：三芳町文化会館コピスみよしほか

■シンポジウム

日 時	令和8年2月7日(土)13:00～16:45
内 容	○基調講演 「自治体から広げる子どもの権利」 野村 武司教授(東京経済大学 現代法学部長) ○開催自治体報告 埼玉県三芳町 三芳町長 林 伊佐雄 氏 ○子ども参加の活動報告 ○自治体報告 埼玉県和光市、東京都武蔵野市、東京都杉並区 ○パネルディスカッション 半田 勝久氏、安 ウンギョン氏、矢尾板 俊平氏
参加者	子どもオンブズマン3名、専門員3名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員) 3名

■分科会

日 時	令和8年2月8日(日)10:00～16:50
内 容	○ 第一分科会 子どもの相談・救済 ○ 第二分科会 子どもの虐待防止 ○ 第三分科会 子どもの居場所 ○ 第四分科会 子ども参加 ○ 第五分科会 子ども計画 ○ 第六分科会 子ども条例 ○ 公開コーディネーター会議
参加者	子どもオンブズマン 2 名、専門員3名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む) 3名

(2)子どもの相談・救済に関する関係者会議

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町実行委員会、
三芳町

会場：三芳町役場

日 時	令和8年2月6日(金)13:30～18:40
内 容	○参加自治体・機関の紹介 ○事例報告及びディスカッション ○子どもの相談・救済機関が担う諸課題について ○参加自治体からの情報・意見交換 など
参加者	子どもオンブズマン 2 名、専門員1名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員) 2名

(3)外部研修や講演会、会議等への参加

日 程	内 容
令和7年 5月10日	2025 年度第 1 回野方児童館に協力し意見を反映する会
5月16日	都立稔ヶ丘高校居場所カフェ見学
5月17日	鷺宮グローバルネットワーク3周年記念報告会
6月18日	東京都中野特別支援学校しいの木分教室第1回学校公開
7月5日	2025 年度第 2 回野方児童館に協力し意見を反映する会
7月8日	第 75 回社会を明るくする運動明和中学校生徒と一緒に聴く講演会～今知ってほしい思春期の心～
7月8日	2025 年度中野中学校区地区懇談会
7月24日	小金井市子どもの権利擁護委員令和6年度活動報告会
7月26日	西東京市市民講座子どもの権利擁護委員令和6年度活動報告会・座談会
8月9日	学生団体ボランティアプレイス・中野区社会福祉協議会共催 いまと昔をつなぐワークショップ
8月9日	バスケットボールをしよう！・主催:こどもサポートへいもり(旧こどもふくりサイクルバザー実行委員会)
8月13日	鷺宮つながるさぽーと HATI JAPAN 本部
8月22日	中野区ファミリー・サポート事業 中野区の子育て支援について
8月29日	第1回中野区ヤングケアラー支援連絡会
10月4日	第2回子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム

10月22日	東京都中野特別支援学校しいの木分教室第2回学校公開
11月28日	豊島区活動報告会
12月5日	第26回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会
12月27日	不登校とは何か 公立の「学びの多様化学校」の実践より 主催：学びの多様化学校の設立を望む会
令和8年 3月27日	第2回中野区ヤングケアラー支援連絡会

5 関係機関との関わりなど

(1) イベントへの参加

日程	内容	従事者
令和7年 5月3日	「ナカノバ大文化祭2025」 会場：中野区役所	子どもオンブズマン 専門員、事務局職員
令和7年 7月8日	「子どもフェスティバル」 会場：野方児童館	子どもオンブズマン 専門員、事務局職員
令和7年 10月12日	「やまとくん☆フェス」 会場：大和児童館	専門員、事務局職員
令和8年 1月25日	じぶんプレイス 大人の在り方を考え、子どもの味方になる講演会＋(プラス) 会場：中野区役所	子どもオンブズマン 専門員、事務局職員
令和8年 1月31日	こどもふくりサイクルバザー(こどもサポートへいもり) 会場：にじいろ野方学童クラブ	子どもオンブズマン 専門員

(2) その他

以下の関係機関について、訪問、視察等を通じ情報交換を行いました。

- ・武蔵野市子どもの権利擁護センター
- ・川崎市人権オンブズパーソン
- ・中野ボランティアセンター
- ・中野区関係機関(中野区教育委員会、中野区スクールソーシャルワーカー、中野区児童相談所、中野区すこやか福祉センター、中野区障害福祉課) ほか

6 アウトリーチ活動

子どもがいる場所へ出向き、子どもたちとの遊びなどを通じ、子ども相談室の周知をするとともに、相談ニーズのある子どもと繋がり、その場で話を聴いたり子ども相談室への相談に繋げていくアウトリーチ活動を実施しています。

令和6年度には、近隣の野方児童館、大和児童館への訪問を主としていましたが、令和7年度は、区内全域の多くの児童館やキッズ・プラザを訪問しました。

また、上高田台公園や東山公園、大和公園で活動しているプレーパーク団体にご協力いただき、ポカコロ出張相談会を実施しました。その他、都立稔ヶ丘高校にもご協力いただき、定期的に相談ブースを設置させていただきました。

訪問先	回数
児童館、キッズ・プラザ、学童クラブ	114回
プレーパーク	27回
その他(子育て支援団体等)	15回
学校等	11回

7 普及啓発ツール

【配布による普及啓発】

項 目	配布 時期	対 象	配布方法
子ども相談室周知カード／子ども相談室リーフレット／子どもの権利に関する条例リーフレット(小学校1～3年生版、小学校4～6年生版、中学生・高校生版)	5月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等 ※子どもの権利に関する条例リーフレットは、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に配布	交換便 郵便
中野区子どもオンブズマンお手紙相談	9月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、児童館、図書館等	交換便 郵送
「ポカコロだより」(第7号、第8号、第9号)	7月 11月 3月	区内の小・中・高等学校(区・国・都・私立)、特別支援学校、幼稚園(区立)、認可保育園(区立)、関係機関等	電子配信 交換便 郵便

【子ども相談室周知カード】

中野区子どもオンブズマン
子ども相談室
ポカコロ
相談電話フリーダイヤル
0120-463-931
携帯電話・公衆電話からでも
無料でかけられます
メール相談
フォーム

子どもがどんなことでも
相談できるよ
いつでも相談してね!

中野区子ども相談室
マスコットキャラクター
「だんごず」

どんなときに相談できるの?
友だち
いやなことが
あってつらい
どうしたらいいか
わからない
あなたがよいと思える
解決方法をいっしょに考えます
相談の
ひみつは
守られます

〒165-0027
中野区野方1-35-3 教育センター分室3階
中野区子ども相談室 ポカコロ 検索

相談時間 月・火・水・金 13:00~19:00 休み 木・日・祝、年末年始
土 10:00~16:00 (12/29~1/3)

【子ども相談室リーフレット】

子どもオンブズマン
(子どもの権利救済機関)とは

「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、
子どもの権利を守るために設置されました。
相談に対して、子どもの意見や考え、思いを尊重し、
子どもにとって最もよい解決方法について子どもと
一緒に考え、問題の解決に向けた支援を行います。
他のどの機関からも独立して活動し、関係機関等
に対して調査や調整を行ったり、協力や改善を求め
たりすることもできます。
また、「子どもにやさしいまちなか」をつくら
いくために、子どもの権利についての理解を広める
役割ももっています。

ポカコロとは

子どもオンブズマンが子どもの権利に関する相談に
こたえる窓口です。
「ポカコロ」には、はじめにお話を聞く子どもの権利
救済相談・調査専門員がいます。

- 中野区内に在住・在学・在勤等の原則18歳未満の
子どもが相談できます。
- 相談内容は、本人の希望なく、他の人には話しません。
- 子どもの権利に関わることであれば、家族など、
周りの大人も相談できます。

電話で
携帯電話・公衆電話からでも
無料でかけられます
フリーダイヤル
0120-463-931

来て
子ども相談室でも、あなたの
近くでも、相談できます

メールで
メール相談
フォーム
メールアドレス
kodomo-osidan
@city.tonyo-nakano.lg.jp

中野区子ども相談室
ポカコロ

〒165-0027
中野区野方1-35-3
教育センター分室3階
中野区子ども相談室
ポカコロ

中野区子ども相談室
ポカコロ 検索

0120-463-931

中野区子ども相談室
ポカコロ 検索

中野区子ども相談室
マスコットキャラクター
「だんごず」

子どもの権利
ってどんなこと?

ポカコロに
相談しよう

電話
来て
メール

あなたがよいと思える
解決方法をいっしょに考えます

解決

調べる・協力を求める

勧告・意見表明

※記載の住所は子ども相談室移転前のものです。

[illegible][illegible]

おどろき びっくり

中野区子どもオンブズマンお手紙相談

子どもオンブズマンとは、中野区子ども相談室ポカコロに話したいことや相談したいことを書いて送ることができるお手紙です。子どもオンブズマンはどうしたらいいか、何ができるかをあなたと一緒に考えます。

あなたの気持ちや意見をまわりの人々に伝える「力」もできます。

中野区中野4-11-19

中野区子どもオンブズマン子ども相談室 ポカコロ 行

〒164-8750

【もって書きだすには、区内の児童館、図書館、キャス・プラザでこの手紙がもらえます。】

164-8750

おどろき びっくり

お手紙相談を書いたら...

- ① だにあり・やまおくり紙をあっており紙をつける。
- ② **QRコード** 部分にのりをつける。
- ③ ○ どうしをくっつけてはりつける。
- ④ ★ どうしをくっつけてはりつける。



↓

切手は いりません。

そのままだまはに入れてね。

フォームに相談したいこと

子ども相談室 **ポカコロ**

0120-463-931

受付 月～金曜日 午前9時～午後5時
土曜日 午前10時～午後4時

QRコード



QRコード



★
2 の り づ け
★

どんなことでもいいよ

覚えていたり書いたりしていることを
 さかせてください。あなたにさかずに
 他の人に教らしりしませぬ。

読 して くれ て あり が と う

① た に お り


どの方法で返事がほしいですか？

☐ 手紙 （返事を書くのは）

☐ 電話 （返事を聞くのは）

☐ いろいろな

受け取りたい場所はどこですか？

☐ 住んでいるところ ☐ ボカコロ（子ども相談室）

☐ キッズ・プラザ ☐ _____

☐ _____ 児童館 / _____ ふれあいの家

※選んでいない場合は受け取り場所を、2番選んだつもりになってね。

どんな返事がほしい人は書いてね

名前 _____ （ ふりがな ） 学年 小学校・中学校 年生

住居 _____ （住所） 電話番号 _____

2025.08

【ポカコロだより(第7号)】

子どもの権利に関する相談にこたえる窓口「子ども相談室ポカコロ」広報誌 2025年7月発行 第7号

ポカコロ だより

中野区子どもオンブズマンってどんな人？

子どもオンブズマンは、みんなの権利を守り、一緒に問題を解決する人たちです。
中野区には、4人の子どもオンブズマンがいます。



石川 悦子 委員

好きなことは、犬と遊ぶこと、おいしいものを食べたりのんびりすること、きれいな海を見ることが、人と話することです。人はそれぞれに違うからおもしろい、おたがいに心動かされるのだと思います。学校や子どもに関わる仕事をずっとしてきました。



野村 武司 委員

ふだんは、子どもにやさしくまわって何だろうと考えていて、どうしたら子どもが守られるかについて取り組んでいます。好きなこと？ほっと見慣れた景色を眺める、人のいないところで鼻歌を歌う、かな。好きな食べ物？夏野菜！つまり枝豆。



松宮 徹郎 委員

もともとは学校の先生をしていました。今は、弁護士の仕事をしています。次はどんな仕事をしたいかと考えています。最近では心理学の勉強をしています。食育のことと料理をすることが好きです(うまくはいませんが...)いろいろな子どもの問題に取り組んでいます。



森本 周子 委員

仕事やプライベートでも子どもや学校とたくさん関わり、色々な悩みや困ったことについて一緒に考えています。好きなものは、音楽・ヨガ・フルーツ・パンで、小さい頃の夢は、歌手かパン屋さんでした！どんなことでも、まずは、気軽に話してみてくださいね。

子ども相談室ポカコロってどんなところ？

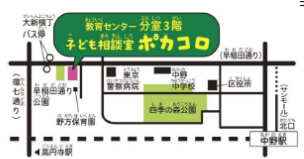
子どもの権利をまもり、一緒に問題を解決する「子どもオンブズマン」に相談できるところです。子どもの権利のことをみんなに知ってもらうための活動もしています。
子どもオンブズマンのほかに、子ども相談室ポカコロには、子どもオンブズマンの仕事をサポートする「相談・調査専門員」がいます。みなさんの相談は、はじめに相談・調査専門員がていねいに聞きます。

相談のひみつは守ります。

みなさんにとっていちばんいい方法を一緒に考えます。

子ども相談室ポカコロはどこにあるの？

〒165-0027 中野区野方1-35-3 教育センター分室3階



相談電話フリーダイヤル
0120-463-931

月曜日～水曜日・金曜日：午後1時～午後7時
土曜日：午前10時～午後4時
※木曜日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

相談フォーム ホームページ

発行元：中野区子どもオンブズマン事務局(中野区子ども教育課子ども・教育政策課子ども相談係)

【ポカコロだより(第8号)】

中野区子どもオンブズマン子ども相談室ポカコロ 広報誌 2025年11月発行 第8号

ポカコロ だより

～校内番組で子どもの権利を伝えよう～

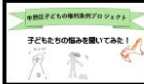
子ども相談室ポカコロでは、7月から11月に合計6回、ワークショップを実施しました。集まってくれた小学4年生から高校3年生までのメンバー24名で、子どもの権利を学び、わかりやすく伝えるための動画を作りました。作った動画は、11月1日に行った「子どもの権利の日フォーラムなかの2025」で発表しました。今後は、様々な場面で放映して、活用していきます。



中野区子どもの権利条例プロジェクト



中野区子どもの権利条例プロジェクト



子どもたちの権利を動画に！

動画はYouTubeで見ることができます。

ワークショップに参加してみよう！

人権を考える機会に初めて触れたから楽しかった！！

大学生と一緒に動画を作るのが楽しかった！

みんながアイデアを出して作っていくのが良かった。

子どもの権利の日フォーラム2025

区では、11月20日の「中野区子どもの権利の日」に合わせて、毎年11月に子どもの権利に関するイベントを開催しています。今年は、1日に中野区役所にて行いました。
子ども相談室ポカコロの活動報告・子ども相談室ワークショップの発表のほか、「中野区にあったらいいこんな居場所」をテーマに、子どもの居場所について子ども自身が意見を話し合いました。

●出展プレパーク

屋外イベントスペース「ナカノのソトニワ」ではプレパークを実施しました。約300名が来場し、自由な遊びを楽しみました。

●ものづくりワークショップ

参加してくれた子どもたちは、こども教育宝仙大学の学生と一緒に、それぞれのアイデアをのせたプラバンキーホルダーを作成しました。

●だんごず弁当

区内の子どもたちから募集したアイデアをもとに、子ども相談室のマスコットキャラクター「だんごず」をモチーフにしたお弁当を販売しました。





相談電話フリーダイヤル
0120-463-931

月曜日～水曜日・金曜日：午後1時～午後7時
土曜日：午前10時～午後4時
※木曜日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

相談フォーム ホームページ

発行元：中野区子どもオンブズマン事務局(中野区子ども教育課子ども・教育政策課子ども相談係)

【ポカコロだより(第9号)】

中野区子どもオンブズマン子ども相談室ポカコロ 広報誌
2026年3月発行 第9号

ポカコロ

だより

子ども相談室ポカコロは場所が変わります

令和8年4月1日から、子ども相談室ポカコロは、区役所7階にお引越します。相談できる曜日や時間は変わりません。

場所 〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所7階

時間 月～水・金曜日 午後1時～午後7時
土曜日 午前10時～午後4時

木曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)はお休みです。

子ども相談室ポカコロ (中野区役所7階)

JR中野駅北口から徒歩約6分

相談フォーム ホームページ

子どもがどんなことでも相談できるよ！

相談電話フリーダイヤル **0120-463-931**

発行元：中野区子どもオンブズマン事務局(中野区子ども教育部子ども・教育政策課子ども相談係)

8 まとめ

子どもの権利の普及啓発ということ

中野区子どもオンブズマンや子ども相談室「ポカコロ」が、子どもたちを権利侵害から守るための存在であること、そのために何を、どのように「する」ところかについて、広く、子どもたちに知ってもらうこと。こうした「広報」は、普及啓発の一つです。子どもが、中野区子どもオンブズマンやポカコロをいつでも頭の片隅において、何か困ったときに思い出してもらうことは、子どもの権利救済の第一歩で、とても大切なことです。

他方で、子どもが、日常の中で、権利が侵害されていることに気づくことも大事なことです。子どもが(大人も)、日常に生じる「違和感」を権利侵害と認識することはなかなか難しいものです。そうであればこそ、なおさら、子どもが自分にはどういう権利があるか、ということが自分の権利侵害に当たるのかについて知ることはとても大切なことです。

また、子どもの権利が侵害されたときに救済されなければならないのは当然のことですが、他方で、子どもの権利には、「これを促進する」という側面があることを意識しておく必要があります。私たちの社会では、例えば、まだまだ子どもの意見の尊重が理解されておらず、子ども参加の取組みが十分ではありません。こうした現状を子どもの権利侵害とみることもできますが、子どもが自分に自信を持ったり(自己肯定感)、子どもが「自分は権利の主人公」だという実感を持つ(子どもの権利主体性の認識)ということの大切さも考えると、むしろ、子どもの権利を促進するという観点で、文化的に、子どもの権利を進めていく必要があります。

中野区子どもオンブズマン・子ども相談室の「普及啓発活動」は、そうした意味を踏まえて行われているものです。

子どもの権利を促進する

①子ども相談室ワークショップ、②子どもの権利の日フォーラムなかのなどは、こうした子どもの権利の促進という意義を踏まえて行われたものです。

子どもワークショップは、①子どもたちが「意見を言ってもいいんだ」と思えるようになること、②子どもたちの意見が形になって実現(反映)すること、③子どもの意見を尊重することを通じて、子どもとの関係で大人が変わらなければならないということを実感すること、等を目的としています。また、子どもの意見の反映を含む子ども参加を文化として考え、こうした文化の醸成を図ることも大切だと考えています。

2025年度の子どものワークショップのテーマは、子どもたち自身が学校で子どもの

権利を伝えるということをテーマとして、パワーポイントをツールとして動画作成に取り組みました。子どもたちと子どもの権利を学び、日常の中に子どもの権利に関わる問題があることを知るところから始めました。その上で、権利をストーリーにして作成していきました。これと思う権利を自分たちの物語にしていくことはより権利を身近なものとして考えることとなり、これを視聴した子どもたちにも伝わったものと思います。子どもワークショップは徐々に定着したものとなり、子どもの権利を文化として定着させることの取組みとして今後も継続できればと思います。

また、アウトリーチ活動として、今年度は、学校を訪問し、授業時間を頂く形で、クラスなどで子どもオンブズマン・ポカコロの広報も兼ねる形で、子どもの権利を考える授業の取組も行いました。子どもたちは多くの時間を学校で過ごしています。そうしたいわば生活の場で、子どもの権利を共有し、みんなで考える場を設けることは、子どもたちの日常の子どもの権利の促進につながるものと考えていますし、そうなることを期待しています。

また、やや地味に、講師派遣という形で、大人への子どもの権利の普及・啓発活動を行っています。子どもの権利が守られ、促進するためには、子どもが子どもの権利を知るとともに、大人がそれを知らなければこれを実現することはできません。今後、依頼に応じたものに加えて、独自の企画を行っていくことも考えていくことが必要かもしれません。

子どもオンブズマン・子ども相談室を知ってもらうために

子どもオンブズマンの「広報」が大切であることはいうまでもありません。子どもオンブズマンは子ども相談室・ポカコロが知られていないと、子どもたちから相談してもらうことができません。知っていても、かんじんなときに思い出してもらえないと、子どもたちの相談の機会をなくしてしまうことにもなります。

野方児童館の「子どもフェスティバル」、「ナカノバ大文化祭2025」に参加させてもらうなど、知ってもらう試みも増えてきています。あらゆる機会を通じて、広報に努めることは、とても大切なことです。そうした中、児童館等へのアウトリーチ活動は、児童館等の関係者のみなさんのご協力もあり、けっこう軌道に乗ってきました。児童館等は、子どもたちの素直な姿の出る場所です。そうした児童館で、ポカコロがあることを子どもたちに伝えられたことは重要なことでした。こちらから足を運んだことで、子どもオンブズマンがいること、ポカコロという子ども相談室が身近にあることを伝えることができてきました。また、相談にはまだ来られないけれど、相談ニーズのある子どもに出会えたことは大きな成果だと考えています。さらに、力を入れていく必要性を実感しました。

相談につながるという意味では、普及啓発ツールも大切です。いろいろなことに取り組んだことは上で見たとおりですが、「中野区子どもオンブズマンお手紙相談」による相談が拡大したこと、さらに学校で子どもたちが使っている端末の「だんごずマーク」から直接相談できるようになったことは大きな成果でした。ただ、深刻だと思われる相談であっても、返信の宛先に返事を送ることができなかったり、相談してくれた子どもにつながる事が難しい場合もあり、課題も見えてきています。少なくとも端末から来た相談に、直接返信できるシステムにすることは、相談に対して返事を待っているこどものことを考えると急ぎ整える必要があります。いずれにせよ、相談しにくいと思っていたり、相談に躊躇している子どもからの相談にハードルを下げたことは重要なことだと思いますので、課題を解決し、相談してくれた子どもにつながる努力を続けたいと思います。

子どもオンブズワークを目指して

子どもオンブズマンの取組みは、これまでになかった、しかし、子どもの権利保障にとってとても大切な取組みです。今までにないことから、これまでにある言葉に当てはめることができず、「オンブズワーク」などと言っています。

私たちは、オンブズワークを大事なものとして、普及啓発、広報に務める他、子どもオンブズマンも、子どもの権利救済相談・調査専門員も、それぞれの専門性をいかしつつ、限界も踏まえて、子どもオンブズワークの専門家として、自らも研修に努める必要があります。

そうしたことから、外部研修や、子どもの相談・救済に関する関係者会議に参加するなど、他の自治体の子どもオンブズマン(子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済委員)との経験交流にも努めました。これからもこうした機会を多く持っていきたいと思います。(野村子どもオンブズマン)

IV 参考資料

- 1 中野区子どもの権利に関する条例
- 2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

1 中野区子どもの権利に関する条例

中野区子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 子どもの権利の保障(第9条—第12条)

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第13条—第19条)

第4章 子どもに関する取組の推進および検証(第20条—第23条)

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済(第24条—第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声を聞き、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全てのひとにやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している

ひとがいることを^{わす}忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区(以下「区」といいます。)に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人(以下「事業者」といいます。)または在学している人および保護者のことをいいます。

4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。

5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。

6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い(以下「意見等」といいます。)を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- (3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

(区の役割)

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

- 2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。
- 3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。
- 4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。

- 2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。
- 3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

- 2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮を行うよう努めるものとします。

- 3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

- 2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

- 3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
 - (2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
 - (3) 家庭的な環境のもとで育つこと。
 - (4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
 - (5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
 - (6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報をしること。
 - (7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
 - (8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
 - (9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
 - (10) 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。
- 2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、

その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとします。

3 区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとします。

(家庭における権利の保障)

第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。

(2) 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。

2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。

3 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障)

第11条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。

(2) 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。

(3) いじめや体罰を受けないこと。

(4) その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、または正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。

2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。

(1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。

(2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。

(3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。

3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

(地域社会における権利の保障)

第12条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとしします。

- (1) 安全で安心できる環境のもとで生活すること。
- (2) 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。
- (3) 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとしします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとしします。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明および参加)

第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとしします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとしします。

(子ども会議)

第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といいます。)を開きます。

2 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとしします。

3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとしします。

4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとしします。

5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとしします。

6 子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。

7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。

(虐待、体罰等の防止)

第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。

2 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。

4 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利の侵害の防止)

第16条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

4 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることをないよう取り組むものとします。

(貧困の防止)

第17条 区は、全ての子どもがだれひとり取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

(有害または危険な環境および情報からの保護)

第18条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとします。

- 2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとします。

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

- 2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。
- 3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

- 2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。
- 3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとします。

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

- 2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。
- 3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。
- 4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

- 2 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行う

い、意見を述べます。

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること。
 - (2) 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。
 - (3) その他区長が必要と認めること。
- 3 権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。
- 4 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。
- 5 権利委員会の委員(以下単に「委員」といいます。)の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- 6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(権利委員会の意見の尊重)

- 第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。
- 2 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

(中野区子どもの権利救済委員の設置)

- 第24条 子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。
- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
 - (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
 - (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。

(6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくこと
とおよび関係者との協力の推進に關すること。

3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に關しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。

6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(救済委員の職務の執行)

第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。

4 救済委員は、自分に利害關係のある事案については、その職務を行うことができません。

5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

第26条 子ども(その子どもに關係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。

(救済委員の要請および意見の尊重等)

第27条 区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を救済委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければなりません。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要なことは、規則で定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

2 中野区子どもの権利に関する条例施行規則

中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例(令和4年中野区条例第16号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要なことを定めるものとします。

(用語の意味)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人としします。

- (1) 育ち学ぶ施設(主に18歳未満の人が利用するものに限りします。)を利用している人
 - (2) 区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設(主に18歳未満の人が利用するものに限りします。)を利用している人
 - (3) その他区長が必要と認める人
- (かねることが禁止される職)

第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員(以下単に「委員」といいます。)および条例第24条第1項に規定する救済委員(以下単に「救済委員」といいます。)となることができません。

- (1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長または政党その他の政治団体の役員
- (2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人

(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

- 2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。
- 3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

- 2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。
- 4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。
- 5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども(その子どもの関係者を含みます。)は、条例第26条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うことを求めるときは、申立書(第1号様式)により申立てを行わなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めるときは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合において、救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとしてします。

(調査の実施)

第9条 救済委員は、前条に規定する申立て(以下単に「申立て」といいます。)があったときは、条例第24条第2項第2号の必要な調査(以下単に「調査」といいます。)をするものとしてします。

(調査をしない場合)

第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるときは、調査をしないことができます。

- (1) 実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決等があった場合
 - (2) 実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例（平成2年中野区条例第35号）第10条に規定する福祉サービスに関する申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処理が終了していることについての事実関係と同じものに関するものであると救済委員が認める場合
 - (3) 救済委員その他の区の職員の行為に関するものである場合
 - (4) 具体的な権利侵害がない場合
 - (5) その他救済委員が認める場合
- 2 救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることにより調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、その申立てをした人（以下「申立者」といいます。）に理由を付けて調査をしないことを通知するものとします。
- （調査の同意）
- 第11条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書（第4号様式）により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分に関心をしなければなりません。
- （報告の求め、物件の提出の求めまたは質問）
- 第12条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。
- 2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書（第5号様式）により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。
- 3 救済委員は、第1項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設

等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書(第6号様式)を持ち、求めがあったときは、これを出して示さなければなりません。

5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立て者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に関係する育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立て者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書(第9号様式)により、申立て者(その調査について同意者がいるときは、その同意者を含

みます。)および区長にその内容を通知しなければなりません。

(救済委員の職務についての連絡調整)

第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

(救済委員の職務の実施状況の公表等)

第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、権利委員会に報告するものとします。

(専門職員の設置)

第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年中野区規則第48号)の定めるところにより、救済委員の職務を助けるための専門の職員を置くものとします。

2 前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なことは、別に定めます。

(救済委員の庶務)

第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

(子ども相談室の設置)

第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子ども相談室を設置します。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、別に定めます。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行します。ただし、第21条の規定は、同年9月1日から施行します。

令和7(2025)年度
中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）
活動報告書

令和8(2026)年7月 発行

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談担当
（子どもオンブズマン事務局）
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 中野区役所7階
TEL 03-3228-2771(事務局) FAX 03-3228-5679

【地図】



中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 ポカコロ

フリーダイヤル



0 1 2 0 - 4 6 3 - 9 3 1



kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

メールアドレス



メール相談フォーム



ホームページ



「会って話したい」「手紙で相談したい」ときは…

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区役所7階 子ども相談室

受付日時 月・火・水・金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前10時～午後4時

(木曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです)

